委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
1	道路交通情報等収集・提供業務	建設局道路管理課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/Tel:078－322-6806	2026/4/1	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	6,000,000	当該業務は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路に関する情報の収集および提供を行うものであり、道路管理業務を行うにあたって必然的に生じる公共性の高い業務である。 公益財団法人 日本道路交通情報センターは、「道路および道路交通に関する情報の収集および提供、調査、研究、試験等を行い、もって道路交通の安全と円滑化に寄与するとともに、産業の進展に即応した道路網の体系的整備に貢献すること」を目的に、昭和45 年に設立された公益財団法 人であり、国土交通省・警察庁の協力のもと、「神戸センター」を含む全国の４事業所、１支所、53 センターおよび80 箇所の駐在を通じて、各種道路情報を一元的に収集・提供できる全国唯一の団体である。他に代替機関が存在しない。 以上のことから、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
2	令和8年度建設局PICSシステム運用業務	建設局森林・防災部防災課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館6階/Tel:078－322-6802	2026/4/1	株式会社　千葉システムコンサルタント 千葉県千葉市中央区新宿２－５－１６ LKパークビル3階	10,278,312	本業務は建設局PICSシステムの運用管理業務である。当該業者は、本システムの開発業者であることから、システムの運用管理に対応することができる唯一の業者であり、当該業者以外に本システムを適切に運用管理できる者はいない。 よって、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２ 号に基づき 特命随意契約を締結したものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
3	2026年度神戸市水防情報システム（FISKO）管理運用業務	建設局森林・防災部防災課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館6階/Tel：078－322-6802	2026/4/1	一般財団法人日本気象協会 関西支社 大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号	32,054,000	FISKO は一般財団法人日本気象協会が開発し、協会が所有する気象情報システムから気象データを受信するよう構築されており、当事業者が24 時間常時システムネットワークの監視等を実施している。 また、当事業者は高度な気象学的知識を有しており、局所的な気象情報や気象予報等を的確に提供することが可能で、総合的な気象コンサルティングを行っている。 以上のことから、当該業務の確実な履行には当事業者以外に適切な者は考えられない。よって、地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号に基づき特命随意契約を締結したものである。
4	神戸市里山再生実施検証業務	建設局森林・防災部森林課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館6階/Tel：078－322-0125	2026/9/18	住友林業株式会社 東京都千代田区大手町1丁目3番2号	9,432,500	同事業者は広大な自社林を持ち、森林管理や里山整備に関する知見や長年の経験を有しているため、本業務を遂行できる十分な技術力がある。加えて、これまで淡河町において アクションプランに基づき 業務に取り組んできた 中で、地域の里山の実情を把握するとともに、 地域住民に加え 様々な事業者とも 必要な人間関係を構築し、信頼を得ており、 本業務を 引き続き効果的に遂行するためには、本事業者以外に考えられない。以上のことから、特命随意契約を締結したものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
5	2027年国際園芸博覧会における神戸市屋外出展設計・施工・維持管理業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸5F／Tel:078-595-6461	2026/7/31	一般社団法人　神戸市造園協力会 神戸市中央区磯辺通４丁目２番８号田嶋ビル10階G号室	109,670,000	（一社）神戸市造園協力会は、様々な専門技術を有する市内41社の造園業者で構成されている団体である。これまで、木陰プロジェクトやLiving Nature Kobe等、緑に関する先進的な取り組みにおいて、本市と共に他事例を学びながら研鑽を積むと同時に、現地調査や確認、きめ細やかな検討等を重ねて確実な成果を出し、これらの取り組みに関して本市の実情に即した深い知見を有する。また、東遊園地や磯上公園において、Naturalistic Landscapingやヒーリングガーデンの設計・施工を行う等、多くの実績があり、植栽施工・管理、庭園施工・管理など多岐にわたる分野に関して幅広い知識や技術力、豊富な経験を有している。 上記を踏まえ、当該団体は、国際園芸博覧会において本市の緑化施策を国内外に発信すると共に、多岐にわたる高度な造園技術を駆使し、全体をコーディネートしながら本業務を遂行できる唯一の団体である。 （地方自治法施行令第167条の２第1項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
6	令和8年度国道428号（箕谷北工区）分筆登記業務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町有野唐櫃3064／ Tel:078-981-5191	2026/4/20	公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番6号	3,940,200	本業務は、国道428 号（箕谷北工区）トンネルバイパス整備事業における、トンネル東側坑口周辺の用地買収に必要となる測量や分筆登記等を行う業務である。 本業務の実施に当たっては、関係地権者や法務局登記官との協議を円滑に行わなければならないため、主に用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。そのため、本業務はこれらの専門家である土地家屋調査士が多く在籍し、組織的に一貫して処理できる業者に委託する必要がある。 本業務は、過年度に実施した「国道428 号（箕谷北工区）用地測量業務」、「同業務（その2）」、「同業務（その3）」、「令和7 年度国道428 号（箕谷北工区）分筆登記等業務」と一連のものであるが、当該業者はそれら業務を受託しており、本業務にも精通している。すでに各地権者との信頼関係が構築されているため、当該業者に委託することで円滑な業務の遂行が期待でき、それに伴う期間の短縮、経費の節減が確保できる。 以上により、本業務の確実で円滑な遂行のためには当該業者以外に適切な者は考えられず、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
7	屏風辻滝宮坂線用地確定及び分筆登記業務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町有野唐櫃3064／ Tel:078-981-5191	2026/4/24	まや測量設計株式会社 神戸市中央区磯辺通4丁目1番8号-704	9,933,000	本業務は、令和6 年度から実施している「屏風辻滝宮坂線用地測量業務（その1、その2）」に引き続き、屏風辻滝宮坂線道路改良事業（以下、「本事業」という）に必要となる土地の筆界確認、地図訂正を行うことを目的とした業務である。 用地確定と各種登記を行う必要があり、関係地権者や公共施設管理者、法務局登記官との協議を円滑に行わなければならないため、主に用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。そのため、本業務はこれらの専門家である土地家屋調査士が在籍し、一貫して処理できる業者に委託する必要がある。 本事業については、過年度より地域住民から早期実施が要望されており、筆界確認、地図訂正を早急に完了させる必要がある。また、過年度に協議を行った地権者と引き続き協議を行う必要があり、本事業に関する地権者との協議経緯を深く理解していることが求められる。 以上により、本業務の確実で円滑な遂行のためには当該業者以外に適切な者は考えられず、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
8	大沢西宮線境界確定測量業務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町有野唐櫃3064／ Tel:078-981-5191	2026/5/14	東土地家屋調査士事務所 神戸市中央区御幸通4丁目2番27号	3,126,200	本業務は、過去の道路改良事業において作成した地積測量図の内容に齟齬があることが判明したことから、適切な地図訂正を行った成果に基づき、境界確定することを目的としたものである。 本業務は、測量業務に加え関係地権者や公共施設管理者、法務局登記官との協議を円滑に行わなければならないため、主に用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。 また、現在、隣接地権者から当該土地での道路用地売払いの相談を受けているため、速やかに境界確定を進める必要がある。当該業者は、令和6年度に当該土地を対象として実施した「令和6年度用地調査業務」、令和7年度に「大沢西宮線用地測量調査業務」の受託者であり、当該地及び周辺状況に精通するとともに本市建設局道路管理課へのヒアリング、関係資料の収集及び訂正内容の検討を行った成果に基づき本市から隣接地権者へ説明を行っている。そのため、当該土地に関する資料齟齬の内容、隣接地権者等との協議経緯を深く理解しており、これまでの説明内容との整合を図る必要があることから、当該業者に引き続き実施させることで、円滑な業務の遂行が見込まれ、期間の短縮、経費の削減が確保できると認められる。よって、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
9	玉津処理場　リン回収設備運転管理業務	建設局西水環境センター施設課（西神施設係） 神戸市西区森友1丁目26 TEL：078-927-5078	2026/4/1	アイテック㈱神戸支店 神戸市西区長畑町9番1号	38,280,000	本業務は、B-DASHプロジェクト「消化汚泥からの効率的なリン回収技術実証研究」により、玉津処理場に設置されたリン回収設備、乾燥設備、計量設備およびこれらの付帯設備（以下、「リン回収設備等」）の運転・維持管理を委託するものである。 リン回収設備は、処理場で処理した汚泥を使用するため、処理場の運転状況による汚泥の発生量や性状に影響を受ける。また、リン回収設備で処理を行った後の汚泥は処理場の脱水機にて脱水処理を行うため、脱リン後の汚泥の量、性状に合わせた脱水機の運転が必要となる。 そのため、玉津処理場の運転管理との間で密接な調整が必要である。 玉津処理場は玉津処理場他維持管理業務にてアイテック株式会社神戸支店（以下、「当該業者」）が契約し、運転管理を行っている。 　以上の理由から、本業務の円滑かつ確実な業務の遂行には当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
10	有馬7公園利用促進業務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町有野唐櫃3064／ Tel：078-981-5191	2026/4/1	一般社団法人　有馬温泉観光協会	6,089,600	有馬温泉地区の公園は観光資源であり、美観維持と利活用促進には地域事業者等との連携が不可欠である。地域の調整力と実績を持つ（一社）有馬温泉観光協会以外に適切な者は考えられないため、特命随意契約とする。
11	塩屋町９丁目遊休地有効活用検討業務	建設局公園部企画課 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸5」F 078-595-6462	2026/6/4	株式会社コー・プラン 神戸市灘区楠丘2丁目5番20号	4,345,000	当該事業者は、令和7年度業務を通じて地域状況の理解及び地域住民等との信頼関係を有しており、本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約を行うものである。
12	王子動物園堆肥化処理業務	建設局王子動物園 神戸市灘区王子町３－１ ０７８－８６１－５６２６	2026/4/1	藤定運輸株式会社 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町５－８	単価契約 104,000×1.1×70回	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
13	令和8年度動物科学資料館管理運営業務	建設局王子動物園 神戸市灘区王子町３－１ ０７８－８６１－５６２４	2026/4/1	公益財団法人神戸市公園緑化協会 神戸市須磨区緑台	18,874,900	本業務は、動物に関する資料の収集・保存と動物愛護思想の普及、ならびに動物に関わる教育普及・教育振興を継続的に実施するもので、教育機能の中核を担う公益性の高い業務である。単なる経済効率の追求ではなく専門性・継続性・常駐体制が不可欠であり、学芸員資格や教育普及の実務経験を備えた人材の常時配置が求められる。 当該事業者は、旧・財団法人神戸市王子動物園協会（昭和31年設立）を平成8年に統合し、長年にわたり王子動物園と一体で事業を補完してきた団体で、学芸員有資格者・教育普及人材を常駐配置し、特別展の開催、動物教室などの教育支援、館内外イベント、広報まで一貫対応してきた実績とノウハウを有する。 この蓄積・人材・運営ノウハウは代替が困難で、競争入札による一時的な切替は教育事業の質と継続性を著しく損なうおそれが高い。したがって、本業務の性質・目的は競争入札に適さず、随意契約によることが適当である。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
14	令和7年度ユーカリ栽培業務	建設局王子動物園 神戸市灘区王子町3－1 078－861－5624	2026/4/1	公益財団法人神戸市公園緑化協会 神戸市須磨区緑台	61,425,000	本業務は、王子動物園で飼育するコアラの飼料となるユーカリの栽培・供給に関する業務である。 コアラはその特性上、ユーカリの新芽しか食さない上、新鮮な枝を年間を通じて安定的に確保する必要がある。さらに、個体ごとに嗜好が異なり、同じ個体でも季節などにより嗜好が変化するため、常に十数種類の違った品種が必要である。上記条件に合うものを安価で安定的に入手するためには国内で確保する必要があるが、そもそも市場にはこのようなユーカリは流通していないため、ユーカリを契約栽培し、購入するルートを確保・確立する必要がある。 また、ユーカリは寒暖の差が大きい日本の気候では栽培が難しく、風水害も受けやすいため、リスク分散の観点からも国内各地の圃場を分散して確保し、契約栽培によりユーカリの原木育成を継続的に行っていく必要がある。また、各圃場の気候特性等に応じた栽培についての技術的指導も求められる。 加えて、新たな地域での圃場確保も実施していく必要があり、その際は地元自治体や農協などとの連携も必要となる。 このようなことから、本業務を行うためには、ユーカリに関する専門知識を有するとともに、各地の栽培地からの計画的な出荷をしてもらうための調整能力等が必要であり、安定供給のためには国内各地の栽培地域を一括して管理する必要がある。 当該事業者は、当園のコアラ飼育事業開始当初の平成2年度よりユーカリ栽培業務を受託しており、ユーカリ栽培に関するノウハウを有しており、栽培者の確保や栽培者への必要な指導を行い、安定的・計画的なユーカリの栽培・供給業務が可能なのは、当該事業者以外には考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
15	令和8年度神戸市土木工事積算基準改定に伴うプログラム作成業務	建設局技術管理課 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階 ／TEL：078-595-6035	2026/4/1	富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫） 神戸市中央区磯上通7－1－5	2,653,200	本市の土木積算システムは、富士通Japan株式会社の土木積算システムESTIMAを神戸市仕様にカスタマイズして、構築・運用している。 本業務は、本市積算基準改定のために、本市土木積算システム用の「施工単価プログラム」及び「モジュールプログラム」等の作成・修正を行うものである。 作業は、国土交通省の積算基準データ（XML形式）を本市土積算システムESTIMA用に変換したデータを本市より貸与し、本市の独自性を当該データに反映させる他、本市独自基準プログラムの作成・修正を行う。 これらは、神戸市土木積算システムに適合する独自プログラムの作成・修正を実施する特殊性の高いものであり、また、本市土木積算システム（富士通Japan株式会社製：ESTIMA）は、システムプログラムのオープンソース化がされておらず、プログラムの作成及び修正をできる者が指名業者以外いない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
16	令和8年度神戸市土木積算システム運用保守業務	建設局技術管理課 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階 ／℡：078-595-6035	2026/4/1	富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫） 神戸市中央区磯上通7－1－5	6,363,720	本市が土木積算システムとして使用している富士通株式会社製の設計積算パッケージソフトウエア（ESTIMA）は、官公庁の工事・設計等の入札用に限定した設計書作成業務という特殊性等から、自治体のみに提供されている製品であり、独自の暗号化技術が採用され、システムプログラムのオープンソース化はされていない。 このため、現在稼動中の本市土木積算システムは、開発業者である富士通株式会社しかソフト及び関連プログラムのメンテナンス管理作業、ならびに障害時における緊急対応措置等を確実に行うことができない。 以上の理由により、開発企業グループ傘下で同ソフトウエアのカスタマイズやオプションプログラムの開発ならびに保守業務を担当し、神戸市内に事業拠点（関西・中部公共ビジネス統括部（兵庫））を置く当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
17	令和8年度～10年度　西部処理場　こうべバイオガス活用設備維持管理業務	建設局中央水環境センター施設課 神戸市長田区南駒栄町1-44 ℡：078-641-2400	2026/4/1	株式会社神鋼環境ソリューション 神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号	87,780,000	西部処理場では、消化ガスを精製した「こうべバイオガス」を燃料として発電を行い、処理場内で使用する電力として活用している。 本業務は、当該設備を健全に長期間運転するための維持管理業務であり、処理場内で使用する電力を安定的に発電するために、委託期間内において発電機の点検、整備、補修を保証するものである。 当該業務を行うにあたり、特殊で専門性の高い知識、技術力、経験が必要であるとともに、こうべバイオガス活用設備全体を熟知していることが必要不可欠である。株式会社神鋼環境ソリューションは、H27年度に対象設備の工事を請け負った業者であり、製造業者しか知り得ない図面や情報を所持し、機器や現場の状況を熟知している唯一の業者である。 以上より、当該業者以外に本業務を適切に履行できる者はいない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
18	下水道施設・設備情報システム運用保守業務	建設局下水道部施設課 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号／ TEL：078-806-8715	2026/4/1	三菱電機（株）兵庫支店 神戸市中央区浪花町59番地	7,590,000	下水道施設・設備情報システム（以下、「システム」という）は、下水道施設・設備の維持管理に必要な設備機器、工事履歴、図面等多くの情報を有しており、様々な目的で職員が利用する重要なシステムである。本業務は、システムを常に安定動作させるための運用保守業務であり、定期保守点検に加え、ソフトウェアの異常発生時の対応等を行うものである。 本システムは令和4年度に「下水道施設・設備情報システム再構築業務」を受託した三菱電機株式会社により製作されたもので、製作者独自の仕様である。本業務を遂行するためには本システムのプログラム仕様や設定情報等に係る権利や知識が不可欠であるが、このような業務の性質、システムを正常かつ適正な状態に保つという目的を踏まえると、当該業者以外に本業務を履行できる者はいない。 以上の理由により、当該業者と特命随意契約を行うものである （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
19	下水道台帳システム保守管理業務	建設局下水道部管路課 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号／ TEL：078-806-8754	2026/4/1	株式会社オオバ 神戸営業所 神戸市中央区磯辺通4丁目1番8号	15,360,400	本市の下水道台帳システムは、㈱オオバが独自に開発したGISエンジン（Cmapt for Windows）を基盤として構築されている。 当該システムは、GIS上で公共下水道の管路属性情報、調査・点検情報、修繕・改築情報等の維持管理情報を一元的に管理・運用するもので、かつ窓口・通報対応等で日常的に使用されており、安定的な運用が必要不可欠である。 そのため、本システムの保守管理は確実に実施される必要があるが、システム開発者である当該業者でなければ実施できないものである。 以上より、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
20	令和8年度農業集落排水事業機能強化等業務	建設局下水道部計画課 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号／ TEL：078-806-8546	2026/4/1	一般財団法人　神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5丁目1－32	255,000,000	農業集落排水施設は、農業用水の水質保全、農村地域に居住する市民の生活環境改善等に寄与することを目的に、し尿・生活雑排水などの汚水を処理するものとして整備をしてきた。 農業集落排水処理施設の性能及び機能を確保するためには、本業務の内容である、①処理施設の老朽化等へ対策となる改築更新工事、②不具合箇所の改良工事等が必要である。 本業務は、当該地域住民の生活環境に直結するものであり、適時迅速な対応が必要であるが、施設の設計、工事をするにあたっては土木・建築・機械・電気等各分野の専門的な知識・経験を要すること、対象となる農業集落排水施設が西区・北区の広範囲に多数点在していること等から、現状の市部局の業務執行体制では、工事発注関係事務を適切かつ迅速に実施することが困難である。 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の第22条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。 （一財）神戸住環境整備公社は、関係する法令・積算基準・設計管理等の専門的な知識を有し、公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、かつ農業集落排水施設の改築工事等について十分な専門的知識を有しており、農業集落排水施設の調査、設計、工事発注から完成（発注、監督、検査）まで一連で業務を行うことができる。これらの条件を満たす団体は当該団体以外になく、本業務を適切かつ迅速に履行できる唯一の団体である。 以上の理由により、（一財）神戸住環境整備公社に対して特命随意契約を締結するものである。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
21	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業	建設局下水道部経営管理課 神戸市中央区磯辺通3-1-7／TEL：078-806-8708	2026/4/1	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島2-2-2	5,790,000	本市と大阪湾広域臨海環境整備センターとの間で締結した昭和61年1月30日付け基本協定において、産業廃棄物による海面埋立を同団体に委託することとしており、本業務を履行できる相手方としては当該団体に限られるため、競争入札に馴染まない。 （地方自治法施行令第167条の２又は地方公営企業法施行令第21条の13（第1項第2号に該当））
22	産業廃棄物埋立処分業務	建設局下水道部経営管理課 神戸市中央区磯辺通3-1-7／TEL：078-806-8708	2026/4/1	住友大阪セメント株式会社 赤穂市折方字中水尾1513	11,000円/t （上限1,400t）	焼却灰をセメント原料として処分する業者は、当該処分に係る許可を有する業者であり、かつ運搬費およびBCPの観点から現実的に運搬が可能な距離に事業所が所在する必要があり、近隣では住友大阪セメント以外に存在しないため。 （地方自治法施行令第167条の２又は地方公営企業法施行令第21条の13 （第1項第2号に該当））
23	産業廃棄物埋立処分業務	建設局下水道部経営管理課 神戸市中央区磯辺通3-1-7／TEL：078-806-8708	2026/4/1	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島2-2-2	12,870円/t （上限3,000t）	本業務は、大阪湾広域臨海環境整備センターが管理・運用する搬入施設や付帯設備を含む埋立処分関連施設の更新・整備を行うものであり、施設の老朽化状況や長期的な整備計画を踏まえた継続的・一体的な対応が必要なことから、競争入札になじまない。 （地方自治法施行令第167条の２又は地方公営企業法施行令第21条の13 （第1項第2号に該当））
24	三宮中央通連絡地下通路等管理委託業務	建設局道路管理課 神戸市中央区加納町6-5-1/TEL：078-322-5507	2026/4/1	神戸電鉄グループ共同事業体 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号	29,054,421	隣接する三宮中央通駐車場と機械室等を共有するよう整備されており、施設開放時間等も一体的な管理が行われているため、駐車場管理者による管理が最適であると考えられるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
25	神戸駅前連絡地下道管理委託業務	建設局道路管理課 神戸市中央区加納町6-5-1/℡:078-322-5507	2026/4/1	神戸地下街株式会社 神戸市中央区三宮町１丁目１０番１号	53,289,500	市所有の通路及び契約相手方所有の店舗、共有の機械室や中央監視室等が一体的に整備されており、近接性や一体管理の合理性などから契約先に委託することが最適であると考えられるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
26	令和8年度 神戸新交通ポートアイランド線（空港連絡橋）上部工線形修正検討業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1/℡:078-322-5507	2026/7/14	神戸新交通株式会社 神戸市中央区港島６丁目６番地の１	29,000,000	本業務は神戸新交通ポートアイランド線のうち、建設局が管理する空港連絡橋においてポートアイランドの不等沈下に伴う上部工線形修正の検討を行うものである。 本業務では、神戸新交通ポートアイランド線の軌道内において作業を実施する必要がある。 軌道内での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。
27	令和8～10年度 神戸新交通ポートアイランド線（みなとじま駅・南公園駅）耐震補強業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1/℡:078-322-5507	2026/4/10	神戸新交通株式会社 神戸市中央区港島６丁目６番地の１	800,000,000	本業務は神戸新交通ポートアイランド線のうち、建設局が管理する耐震補強未実施である「みなとじま駅」「南公園駅」において、耐震性能確保を目的とした補強工事を行うものである。 本業務では、神戸新交通ポートアイランド線の軌道内において作業を実施する必要がある。 軌道内での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
28	令和8年度東海道本線野寄橋他1橋定期点検業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1/℡：078-322-5507	2026/4/22	西日本旅客鉄道株式会社	63,681,000	本業務は、JRの軌道を跨ぐ神戸市管理の以下の橋梁について、詳細点検（近接目視、打音検査）を実施する業務である。 （対象橋梁） 野寄橋、住吉川橋 本業務では、JRの軌道内において橋梁点検を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、鉄道事業者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、鉄道事業者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。
29	令和8年度 神戸新交通 橋梁定期点検業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1/℡：078-322-5507	2026/4/18	神戸新交通株式会社 神戸市中央区港島6丁目6番地の1	70,000,000	神戸新交通ポートアイランド線および六甲アイランド線の建設局が管理する区間については、道路法上の認定市道として位置付けられており、道路法上の定期点検の対象となっている。本業務では、両線のうち、以下の区間の定期点検を実施するものである。 【点検区間】 〇ポートアイランド線 ・計算科学センター駅～神戸空港駅（P538～P589橋脚） 〇六甲アイランド線 ・アイランド北口駅～マリンパーク駅（P102～P142橋脚） 本業務では、新交通の軌道内において作業を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
30	R8神戸新交通ポートアイランド線（三宮駅）美装化実施設計業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1/℡：078-322-5507	2026/4/1	神戸新交通株式会社 神戸市中央区港島６丁目６番地の１	168,000,000	ポートライナー三宮駅については、神戸空港の国際化等から、以前の水準以上に利用者の増加が見込まれるため、都市局にて、ホーム東側拡張事業を実施している。また、駅周辺においても都心三宮再整備事業により、高質な空間形成が予定されており、建設局が管理する駅の外装や内装についても美装化を実施し、更なる魅力向上に取り組む必要がある。 神戸新交通の駅舎については、柱や壁面などインフラ部分は、神戸新交通(株)との間で締結している協定により、建設局が財産を保有しており、本業務では、駅舎の建設局所管部分について、過年度に実施した美装化基本設計の結果を踏まえ、工事発注に向けた実施設計を行う。また、都市局にて実施を予定している1階ピロティ部やホーム拡張部の美装化についても、本業務で合わせて検討、設計を行う。 美装化にあたっては、駅を供用しながらの施工となるため、列車の安全運行に対する支障の有無、駅利用者の安全性の確保について考慮して検討する必要がある。列車の安全運行および駅利用者の安全性の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。
31	税関前歩道橋リニューアル事業に係る概略検討業務	建設局　中部建設事務所 神戸市兵庫区湊川町2-1-12 078-322-0515	2026/9/14	MMブリッジ・日下部建設・長大特定建設工事共同企業体 大阪市西区土佐堀1 丁目3番 20 号	19,965,000	本業務は、現在実施中の税関前歩道橋リニューアル事業における補足設計業務の検討内容を活用することが必須である。補足設計業務の検討の進捗や関係機関協議等により設計の諸条件が流動的となることから、補足設計業務を受託している業者以外履行ができない業務であるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
32	神戸新交通六甲アイランド線 昇降機設備更新業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1/℡:078-322-5864	2026/4/1	神戸新交通株式会社 神戸市中央区港島6丁目6番地の1	108,663,250	施工期間中に駅舎等において不測の事態が生じた場合や更新工事の工事監理において、関係機関と連携した迅速かつ確実な対応が必要であり、管理委託先である当該事業者が実施することが望ましいため。
33	磯上公園植栽ほか維持管理業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸5F／Tel:078-595-6473	2026/4/1	一般社団法人　神戸市造園協力会 神戸市中央区磯辺通4丁目2番8号田嶋ビル10階G号室	13,343,000	磯上公園は、再整備（R6.3完了）において「都心におけるみどりの癒し空間創出」をテーマに、高度な造園技術により作庭した「ヒーリングガーデン」を主体として、芝生広場も含め、景観に配慮した園地整備を行っている。 本業務は、磯上公園の「ヒーリングガーデン」を含めた園地の適切な維持管理を実施するものである。 「ヒーリングガーデン」は、水景施設や多様な植栽を配置した庭園空間であり、その景観を維持していくためには、作庭者の意図に配慮し、継続的な視点で樹木特性を踏まえた手入れを行っていく必要がある。R6年度の整備完了後、管理は3年目となるが、それぞれの植物は生育途中であるため、植物の生育状況等を慎重に観察しながら各植物の性質を踏まえ繊細な管理をしていくことが求められる。また、芝生広場での自動芝刈り機を活用してきめ細やかな芝生管理や植物の生育状況に応じた園地の植栽管理を一体的に行う必要がある。そのため、これら多岐にわたる園地管理業務を、高度な造園技術を駆使しながらマネジメントすることが不可欠な業務となっている。 一般社団法人神戸市造園協力会は、様々な専門技術を有する市内41社の造園業者で構成されており、庭園管理、芝生管理、樹木管理等多岐にわたる分野に関して高い知見を有し、高度な植栽・園地管理を行うことができる。 また、当該団体はR4年にJR三宮駅前で行われたヒーリングガーデンの社会実験時から作庭監修者とともに事業の中心として携わっている。さらに、R5年の磯上公園のヒーリングガーデン整備工事では、受注業者として作庭に関する監修者の指導を受けており、監修者の作庭意図を十分に把握するとともにその管理ノウハウについての知見を有しているため、本業務の目的を遂行できる唯一の団体であると考える。 よって、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
34	東遊園地ほか植栽管理作業	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸5F／Tel：078-595-6473	2026/4/1	一般社団法人　神戸市造園協力会 神戸市中央区磯辺通4丁目2番8号田嶋ビル10階G号室	14,096,500	本業務は、東遊園地及び市役所1号館前の花壇の生等において、適切な植栽の維持管理を実施するために行うものである。 東遊園地及び市役所1号館前の花壇は、市で進めている「Living Nature Kobe」の拠点として植栽を整備したもので、従来の植替えを前提とした一年草中心の花壇ではなく、多年草を中心に季節の移り変わりが感じられる「自然の景」の創出による、技術的にも新たな花とみどりの取組みである。 この取り組みが広く市民に認知されるためには、整備された植栽を適切に管理するとともに、当該植栽管理を通じて得られる知見や技術を新たな植栽手法の一例として蓄積し、今後その整備・管理を担うことになる市内造園事業者間の情報共有や若手造園技能者の技術向上・意識啓発を図ることが必要不可欠である。 また、リニューアル後の東遊園地の芝生広場では、多数のイベントが催され、にぎわい創出に寄与する一方で、イベントによる芝生の損傷は避けられず、適切な維持管理が必要である。特に、震災関連イベントなどにより、適期(9～10月)に播種・養生などの作業を行うことが困難な状況の中で、1年を通してできるだけ長期間緑を保ち、美しい芝生を維持するためには、芝生の特性を十分に理解し、継続的な視点で生育状況を看視することはもちろん、冬季(2月)のオーバーシーディング手法など、特殊かつ高度な造園技術が必要である。 当該委託事業者は、本市の造園緑化事業の推進に協力することを目的として、市内41社の造園業者で組織されている団体であり、本市の緑化行政の推進に協力する事業の実施のほか、造園緑化技術の向上や技術者育成のための講習等も行っている。 本業務の遂行には、植栽の管理を中心とした、造園緑化分野にかかる幅広い知識・技術力・経験を有していること、そして何よりも市の新たな試みである「Living Nature Kobe」を広く普及するために、理念の理解や実現するためのノウハウが単一業者名のみでなく広く企業間で共有されることが不可欠であるため、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
35	令和8年度　神戸三田線有馬口トンネル監視業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1/℡:078-322-5864	2026/4/1	阪急阪神ビルマネジメント株式会社　神戸営業所 神戸市灘区船寺通2丁目2番8号	5,412,000	本業務は、神戸三田線有馬口トンネルに設置されるトンネル附帯設備（受変電設備・防災設備・保安設備等）の運転監視及び火災・事故等の緊急時対応等の業務を365日24時間体制で行い、安全かつ円滑な交通を確保することを目的としている。 本トンネルは神戸市建設局で管理するトンネルの中で、カメラによる監視装置を設置する唯一のA級トンネルであり、その安全を確保するため24時間体制で監視を行う必要があるが、本トンネル単独でその監視体制を構築することは、人員面また金銭面でも非現実的であるため、本トンネル附帯設備の運転監視及び緊急対応に必要な機器は全て、本トンネルに近接する有料道路を管理する神戸市道路公社の中央監視設備に表示・着信するシステムとなっており、これらシステムの構成は全て警察・消防と協議により当該箇所にて監視体制を取ることとしてシステム構築に関し同意を得ており、また特に消防ではこれらのシステム構成を基に、同トンネルに対する防御計画を策定しているため、システムを他に移設することは不可能である。 神戸市道路公社は長大トンネルを監視するための中央監視室を設け、各トンネル附帯設備の監視業務及び各トンネルに設置されるカメラによるトンネル内監視を行い、それらから得られる情報を基に、火災・事故などの緊急時対応を行っているが、これらを実際に行っているのは、神戸市道路公社から監視業務を委託されている当該業者である。 当該業者は日常的にトンネル監視業務を行うと共に、通行車両からの非常電話の受信対応及び異常発生時には関係各所への通報業務も実施しており、監視業務に精通している。 またトンネル附帯設備に対し、軽微な警報発生に即応できる者も有するため現場処置も含め委託することが可能である。 以上のことにより、本業務を実施できるのは当該事業者以外に適切な者はおらず、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
36	令和8年度塩屋多井畑線（大谷北工区）用地買収支援業務	建設局事業用地課 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸4階 078-595-6022	2026/4/8	阪高プロジェクトサポート株式会社 大阪市北区梅田1丁目11番4-1800	32,549,000	本件業務の対象地権者と本市との交渉は、実測面積と公簿面積とが相違していることなどから難航し、令和2年を最後に対面交渉が行えていなかったが、令和6年度からの業務委託（4社見積合わせ）により約4年ぶりに交渉が再開したところである。用地交渉業務は地権者との信頼関係が重要であり、その構築に時間を要するが、委託予定先は、令和6・7年度の業務を受託した補償コンサルタント（総合補償部門等）登録業者であり、すでに地権者との信頼関係が構築され、用地交渉も進んでいる。 引き続き、当該業者に委託することで円滑な業務の遂行が期待でき、それに伴う期間の短縮、経費の節減が確保できるなど有利であると認められるため、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
37	街路樹安全点検業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸5階／℡078-595-6471	2026/7/8	特定非営利活動法人 兵庫県樹木医会	11,536,800	本業務は、街路樹の倒木事故を受け、街路空間の安全確保を目的として、市内全域約6千本の街路樹（令和7年の点検後に追加が判明した箇所）を対象に、倒木の危険性について点検を行うものである。 令和6年12月に発生した倒木については、樹勢、枝葉ともに大きな異常が見られず、従来の外観調査を重視した点検では事前の危険性の発見が困難であった。 令和7年に市内全域の街路樹の点検を実施しており、同様の状況の街路樹が相当数存在することが判明した。点検後に追加が判明した箇所においても、迅速かつ正確に危険性を把握することが必要であり、街路樹の倒木危険性の判断にあたっては、専門的な知識と豊富な経験に基づく精密な点検が不可欠である。 特定非営利活動法人兵庫県樹木医会は、地域の樹木の健康管理を担うことで地域の生活環境の向上に貢献することを目的として、兵庫県内の樹木医を構成員として設立された法人で、樹木医の技能を活用した樹木の調査、診断業務を専門的に実施している。令和7年度に本市が策定した倒木の危険性を評価するための点検項目とその判断基準での点検業務実績があり、県内の樹木医130名で構成されていることから、また、そのネットワークにより点検に必要な実施体制を確実に構築することができる。神戸市内に拠点を置いており、兵庫県内を活動エリアとしていることから、本市の地理的な実情も熟知している。 これまで、神戸市における街路樹点検業務（令和7年度実施）、西宮市における街路樹および夙川河川敷緑地の倒木危険度診断、県立舞子公園の松、丹波桜づつみ回廊の桜などの継続的な診断および治療を実施するなど、豊富な実績があり、信頼がある。 以上より、本業務の内容である街路樹点検を効率的かつ正確にできるのは、当該法人以外にないことから、当該法人との間で特命随意契約を締結するもの

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
38	D51前道路の広場化社会実験及び広場運用検討実施業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1／℡：078-322-6980	2026/7/20	JR西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2番7号	9,900,000	神戸駅のD51前道路については広場化に向けた検討を進めており、2024年度に歩行者専用道路として広場化する社会実験を実施し、「道路交通への影響把握」「将来形状の検討」「広場活用の体験」「整備及び活用に関する意見募集」などに取組んだ。企画の実施においては、みなと元町タウン協議会に属する景観形成市民団体・もとまちハーバー懇談会のワーキンググループ「ハーバーロード・ワーキング」とともに検討を行い、市と地域団体、周辺事業者、広場活用に関心を持つ市民等が協働し意見交換を行うための場づくりとしてのワーキンググループの運営を行った。これにより、地域団体をはじめとする関係者と公共空間の利活用のイメージの共有が図られるとともに、企画・運営を通じてプレイヤーの発掘に繋がった。 本業務は引き続き地域団体、周辺事業者、広場活用に関心を持つ市民等と連携しながら、広場整備後の運用方法を検討するための「運用社会実験」を行うものであり、広場維持管理内容、体制及び運営スキームをより具体化する。 一昨年度の社会実験の企画運営では、D51前の鉄道高架下に2つのテナントを有するJR西日本不動産開発株式会社が参画しており、D51 前道路の広場化後の運用や維持管理においては、当該テナントの敷地と一体的に運用していくことが最も重要であることが明確になった。そのため、本業務の目的である広場管理体制や運営スキームの検討には、JR西日本不動産開発株式会社が地域と共にテナント敷地も活用したD51広場の運用方法等を検討し、実施する必要がある。また、当該事業者はD51前の神戸駅から元町駅へ至る鉄道高架下を活用したまちづくり及び賑わい創出に取組んでいるとともに、社会実験の趣旨を理解し、実験予定地周辺の地域や関係者との調整及び賑わいづくりの実績やノウハウも有することから、委託先として最も合理的かつ経済的であると考える。 以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
39	神戸駅前地下駐輪場整備事業 工事監督支援業務（その2）	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1／TEL：078-322-6980	2026/9/15	一般財団法人神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町５丁目１番３２号	22,699,600	公共工事の工事監督においては、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係なく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下 品確法）」の条件に合致するものが行う必要がある。 品確法第 21 条において、発注者が自ら工事監督を適切に実施することが困難であると認めるときは、これを適正に行うことができる職員 が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定することとされている。 （一財）神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新等を主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに公共施設の建築・設備の設計・工事に多く携わっているため、今回の業務を遂行していくための適切な工事監督ができる。そのため、当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適 切な者は考えられない。 よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
40	神戸駅前広場修景設計業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1／TEL：078-322-6980	2026/5/12	E－DESIGN・畑友洋建築設計事務所・ モビリティデザイン工房・中央コンサルタンツ設計共同体 大阪市中央区南船場1丁目9番1号	41,910,000	本業務は、①北側広場の修景設計・基盤設計、②南口緑化等高質化設計、③D51前広場整備設計、④アドバイザリー業務、⑤神戸駅前広場の使い方を考える会の運営を行う業務である。 本業務の実施にあたっては、駅前広場の基本計画によるデザインコンセプトや設計思想を踏まえて関係者と協議しながら設計を進めること（①②③④）、令和8年度にD51前で実施予定である社会実験の結果を踏まえ広場の管理方法も見据えた設計内容を検討すること（③）、関係者とのこれまで協議状況も踏まえ円滑な会の運営をすること（⑤）が求められている。 当該業者は、過年度にプロポーザルにて実施した「神戸駅前広場再整備設計業務」の受託者であり、駅前広場の基本計画によるデザインコンセプトや設計思想を熟知している。さらに、「神戸駅の使い方を考える会」の運営にも携わっており、地元関係者との協議状況を十分理解し、またその信頼が得られていることから、本業務を適切に対応することができるのは当該業者以外に考えられない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
41	都市公園等維持管理業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯部通3-1-7コンコルディア神戸5F/Tel：078－595-6451	2026/4/1	公益財団法人神戸市公園緑化協会 神戸市須磨区緑台	496,821,600	多種にわたる公園等の維持管理について公共性、公益性を保ちながら総合的にコーディネートする必要性があり、仕様書で具体的かつ一義的に明示することができないため（地方自治法施行令第167条の2に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
42	御崎公園球技場及び周辺施設等に関する維持管理等業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯部通3-1-7コンコルディア神戸5F/Tel:078－595-6451	2026/4/1	楽天ヴィッセル神戸 神戸市中央区海岸通1-2-31神戸フコク生命海岸通ビル4階	403,988,100	本業務は、御崎公園球技場（ユニバスタジアム神戸）及び周辺施設の建築設備等の保守点検業務、園地管理業務、修繕業務、スポーツ振興事業を行うものである。 本球技場および駐車場の管理運営については、神戸市と楽天ヴィッセル神戸株式会社との間で平成29年12月に締結した基本協定に基づき、平成30年4月から10年間、当該業者が都市公園法第5条の管理許可により行っており、Jリーグに加盟するプロサッカークラブであるヴィッセル神戸のホームスタジアムとして活用されている。 日常管理や運営全般を管理許可業務で行っている当該業者に、施設の修繕及び修繕にかかる計画の立案や事業調整等を委託し、施設保全を総合的かつ効率的に行わせることで、大規模かつ特殊性を有している当該施設を良好な状態に維持することが期待できるとともに、不測の施設障害時にも迅速な対応が可能となる。 さらに当該業者は、球技場の管理を行うとともに、Jリーグサッカーの興行や、市民向けのスポーツジム等の運営を行うことにより、周辺施設を含めて本球技場に精通している。そのため、ヴィッセル神戸を核として、球技場や周辺施設を活用したイベント等の取組みを行うことができ、スポーツ振興事業を通じて地域活性化に寄与することが期待できる。 また令和7年度に引き続き令和8年度も、観戦環境改善としてスタジアム内のトイレの美装化等の改修を実施するが、当該事業者は施設利用者のニーズや利用状況を最も把握しており、より利用者ニーズに合わせた改修をすることが期待できる。さらに、本球技場ではイベントが多いため、施工の際には細やかな利用調整や安全管理を行う必要があるが、当該事業者は、施設の利用動線や利用状況を熟知しており、適切な施工管理を行うことができる。 以上の理由により、当該事業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2に該当）
43	総合運動公園野球場等施設修繕等業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯部通3-1-7コンコルディア神戸5F/Tel:078－595-6451	2026/4/1	オリックス野球クラブ 大阪市西区千代崎3-北2-30	28,875,000	プロ野球球団の準フランチャイズ球場として使用しており、その施設運営・修繕調整は球団所有者である氏名業者でなければできないため。 （地方自治法施行令第167条の第2項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
44	神戸総合運動公園サブ球場管理運営等業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯部通3-1-7コンコルディア神戸5F/Tel:078－595-6451	2026/4/1	オリックス野球クラブ 大阪市西区千代崎3-北2-30	25,608,000	オリックス野球クラブ株式会社は、都市公園法第５条に基づく「公園施設管理許可」により、神戸総合運動公園内に本球場を管理運営している。本球場とサブ球場を一体管理することによって、利用者の施設利用調整を円滑に行うことができること、および保守点検・利用申込受付等の業務において効率的な人員配置をすることができることから、利用者の利便性・経済性・効率性の面から当該事業者以外に適切なものは考えられないため競争入札に適さない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
45	オリックス・バファローズと市民との交流事業	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯部通3-1-7コンコルディア神戸5F/Tel:078－595-6451	2026/4/1	オリックス野球クラブ 大阪市西区千代崎3-北2-30	9,560,000	本業務は、「ほっともっとフィールド神戸」において開催されるオリックス・バファローズのホームゲームでの市民向け観戦会、オリックス・バファローズと市民との交流イベントを開催するものである。 本業務を履行するにあたり、観戦券の準備や座席の確保、オリックス・バファローズの関係者との調整などが必要であるため、委託先は当事者であるオリックス野球クラブ㈱以外に適切な者はいない。 よって、特命随意契約により業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
46	苔谷公園体育館の利用調整及び使用料徴収等業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯部通3-1-7コンコルディア神戸5F/Tel:078－595-6451	2026/4/1	苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会 神戸市垂水区舞子台４丁目１－１	4,140,000	苔谷公園には、苔谷公園コミュニティーセンターと本件施設である体育館があるところ、苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会が双方の利用調整等の業務一体的に行っている。それにより、利用者の施設利用調整を円滑に行うことができること、および保守点検・利用申込受付等の業務において効率的な人員をw配置することができることから、利用者の利便性・経済性・効率性の面アkら当該じぎょすはに以外に適切な者は考えられないため競争入札に的さない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第２号に該当）